



Press Release

2022年4月9日

報道関係者各位

会 社 名 第 一 三 共 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 眞 鍋 淳
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 朝倉 健太郎
TEL 03-6225-1126

当社ADC製品に関するSeagen社との特許係争に関するお知らせ

第一三共株式会社（本社：東京都中央区、以下「当社」）は、テキサス州東部地区連邦地方裁判所において、当社の ENHERTU®（HER2 に対する抗体薬物複合体（ADC）、以下「本剤」）が Seagen Inc.（本社：米国ワシントン州ボセル、以下「Seagen 社」）の米国特許 10,808,039（以下「'039 特許」）を侵害しているとの陪審評決が下されましたので、お知らせいたします。一方で、4月7日、米国特許商標庁は、'039 特許の有効性を審査するため特許付与後レビュー（Post Grant Review、以下「PGR」）の開始を決定しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、本剤は、当社によって創製され、アストラゼネカと共同開発・共同販促されています。

2020年10月19日、Seagen社は、当社に対し'039特許の侵害を主張し、テキサス州東部地区連邦地方裁判所に提訴していました。一方で、2020年12月23日、当社は、'039特許が無効であるとして米国特許商標庁にPGRの開始を請求していました。

陪審員は、陪審審理に至るまでの期間のSeagen社の損害額が41,820,000ドルであると判断し、'039特許の故意侵害があったと認定しました。また、Seagen社は、2024年の'039特許の期間満了まで、本剤の将来売上に対するロイヤルティの支払命令を出すよう裁判所に要求しています。裁判所は、当該ロイヤルティに関するSeagen社の要求および陪審員による故意侵害の認定を考慮した損害賠償額の引き上げの有無について、まだ判断していません。

当社は、今回の陪審評決に承服いたしかねますので、PGRの手続きに加え、陪審評決について陪審審理後の申し立てや控訴を含むあらゆる選択肢を検討してまいります。

以 上